

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（7～9月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方
株式会社デュプロ
- 3 随意契約理由
 - （1）機種選定理由
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常のかつ頻繁に使用する物品です。
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
 - （2）業者選定理由
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクについては、株式会社デュプロ以外から購入することができず、発売元である株式会社デュプロから提出されている、「唯一の販売代理店であるとする証明書」に基づき、デュプロ株式会社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)